

別表3 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（実施要綱6（3）に該当するサービス）

1 サービス区分	2 交付率 （うち賃金改善経費分）
（介護予防）訪問看護	13.2% (13.2%)
（介護予防）訪問リハビリテーション	10.8% (10.8%)
居宅介護支援、介護予防支援	15.0% (15.0%)

注 介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。